

「埋蔵文化財発掘の通知（発掘通知）」のご提出について

1. 通知時期

- ・ 事業計画の策定にあたって、あらかじめ通知してください(文化財保護法第94条)。

2. 別記様式（別紙記入例を参考にしてください）

- ・ 「工事の主体」は、本発掘届の届出人と同じになります。機関の場合は長の氏名まで記入して下さい。
- ・ 「施工責任者」は、当該工事発注部署における決裁権者（担当課長名など）を記入して下さい。
- ・ 「着手予定時期」「終了予定時期」は、発掘通知の提出時点で計画している予定時期をおおよそでも構わないので記入してください（「令和〇年〇月上旬」等）。
- ・ なお、発掘通知の回答で発掘調査が必要とされた場合、工事着手時期等の変更についてご協力をお願いすることがあります。

3. 添付書類（建築・造成等の場合）

(1) 計画地を示した地図

- ・ 遺跡地図の写し（町教育委員会にて添付可）
- ・ 計画地の位置図（住宅地図等の写しに計画地を記入したものでも可）
- ・ 計画地の平面図（土地の形状と計画建築物等の配置を示したもの）

(2) 計画建築物等の図面

- ・ 平面図・基礎伏図・基礎断面図（立面図・外観図・間取図は不要です）

(3) 付帯構造物等の図面

- ・ 各種配管等……………平面図・断面図（平面図に埋設深度を記載する場合は省略可）
- ・ 便槽・浄化槽等……………平面図・断面図

(4) 計画地の改変に関する図面

- ・ 切土および盛土……………平面図・断面図（現況・計画高さを記載）
- ・ 擁壁等の構築物……………平面図・断面図
- ・ 敷地の舗装等……………平面図・断面図

(5) 発掘調査承諾書

- ・ 事前協議の回答内容が「確認調査」または「発掘調査」の場合で、当該調査の着手日時点で事業用地が私有地である場合には、土地所有者が記名・押印した承諾書を調査の着手前までにご提出ください。

4. その他

(1) 地盤調査にかかる資料提供のお願い

- ・用地内の地盤調査を実施された場合は、遺跡調査の参考とさせていただくため、資料提供にご協力をお願いします（事前協議時にご提供済みの場合を除く）。

- ※ 発掘届は同一内容のものを2部（町教委受付用と県教委への進達用）必要となります。
- ※ 県教育委員会からの回答書送付（概ね2週間程度）、および事業内容について確認させていただくことがありますので、申請担当者様のご連絡先をお知らせください。
- ※ 本様式（ワード形式・PDF形式）および最新版の蔵王町遺跡地図（PDF形式）はインターネット（<http://www.dokitan.com/proce/>）でダウンロードできます。